

災害時における相談業務の応援に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と北海道弁護士会連合会、北海道ブロック司法書士協議会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会北海道会、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会、北海道税理士会、北海道行政書士会（以下、当該7団体を「乙」という。）とは、災害時における相談業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が、乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

（応援の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して、相談業務応援要請書（別記第1号様式）により相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

（1）甲が乙の応援による相談会（以下「相談会」という。）を開催する場合

（2）甲が市町村から、市町村が開催する相談会において相談業務従事者の派遣要請を受けた場合

（3）その他、相談業務について乙の応援が必要な場合

2 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、速やかに乙の各士業（会員）の中から相談業務従事者を選出し、甲に対して応援要請対応確認書（別記第2号様式）により回答するとともに、甲が指定する相談窓口へ派遣するものとする。

（応援の期間）

第3条 甲の応援要請に基づき、乙が相談業務従事者を派遣する期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

2 相談業務の期間が終了した場合は、乙は速やかに甲に対して業務報告書（別記第3号様式）により相談結果を報告するものとする。

（相談業務従事者の業務内容）

第4条 相談業務従事者は、乙の各士業（会員）の専門性を要する内容の相談業務を行うものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、派遣先相談窓口を開設している責任者へ定期的に報告するものとする。

（相談業務に関する調整）

第5条 前条の相談業務の実施に当たり広報及び会場の確保など必要な関係機関との連絡調整は、原則として甲又は甲に相談業務従事者の派遣を要請した市町村において実施するものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 第2条の相談業務は無償とし、甲及び乙は相談者に費用負担を求めないものとする。

(経費負担)

第7条 乙は、甲に対し相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議によるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

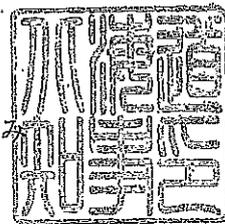
第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を8通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年6月2日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道弁護士会連合会

理事長 愛須 一史



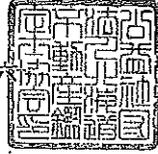
乙 北海道ブロック司法書士協議会

会長 猿田 史典



乙 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会

会 長 木野村 英六



乙 日本公認会計士協会北海道会

会 長 富樫 正洋



乙 日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会

会 長 辻 雅巳



乙 北海道税理士会

会 長 金坂 和正



乙 北海道行政書士会

会 長 宮元



別記第1号様式

相談業務応援要請書

平成 年 月 日

(連絡窓口となる団体の代表) 様

北海道知事

災害時における相談業務の応援に関する協定第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 相談業務期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
2 期間内業務時間	時 分 から 時 分 まで
3 業務場所	住所 名称 担当者 電話
4 要請担当者	担当部署： 担当者名： 電話： FAX：
5 その他連絡事項	

別記第2号様式

応援要請対応確認書

平成 年 月 日

北海道知事様

(連絡窓口となる団体の代表)

災害時における相談業務の応援に関する協定第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 相談業務期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
2 期間内業務時間	時 分 から 時 分 まで		
3 業務場所	住所 名称		
4 派遣する 相談業務従事者 ※適宜、行を追加	専門家区分	所属	人数
			人
			人
			人
5 連絡担当者	所属： 担当者名： 電話： FAX：		
6 その他連絡事項			

※ 専門家区分～行政書士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、公認会計士、
土地家屋調査士、税理士

別記第3号様式

業務報告書

平成 年 月 日

北海道知事様

(連絡窓口となる団体の代表)

災害時における相談業務の応援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 相談業務期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
2 期間内業務時間	時 分 から 時 分 まで		
3 業務場所	住所 名称		
4 派遣した 相談業務従事者 ※適宜、行を追加	専門家区分	所属	人数
			人
			人
			人
5 相談件数・内容			
6 連絡担当者	所属： 担当者名： 電話： FAX：		
7 その他連絡事項			

※ 専門家区分～行政書士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、公認会計士、
土地家屋調査士、税理士